



1998年4月25日  
第11号  
全国消費者団体連絡会  
Tel03-3478-3245  
FAX03-3497-0705

## にぎやかな議論と笑い声のある消団連で 今年も頑張っまいます。

4月9日、第1回運営委員会が開催され、98年度は幕をあげました。今年度の活動計画の重点課題は 安心してくらししていける社会へと財政構造改革を転換させること。消費者保護基本法の見直しをふくめた消費者に係る法制度への政策提言です。

「財政構造改革の転換」に関してはすでに要望書を提出しました。現在政府では公共投資枠の拡大、所得減税を中心とした経済対策を策定したところです。将来の消費税率の引き上げにつながることも予想されることから、税財政構造に関する根本的な議論が必要になってきています。

消費者に関わる法制度では、「消費者契約法」が今年中にまとめられ99年度通常国会へ提出される予定になっています。その他「破産法制の見直し」「成年後見制度」などが検討されています。さらに「消費者保護基本法」30年でもあり、消費者行政を消費者の権利を規定した枠組みへと転換させる好機でもあります。これらの課題を展開していくために「消費者関連法検討委員会」が設置されました。「消費者契約法」に関して提言を策定する「消費者契約法を考える会」を東京消費者団体連絡センターとともに発足させることも決まりました。今年はこれらの課題に重点を置き、課題が会員に共通な問題意識として共有できるようにしていきたいと思っています。

また、消費者大会分科会を継続した「交流会」「検討会」や「PLオンブズ会議」など課題別の活動も活発に展開されています。今後も、やりたい人が集まってやりたいテーマを、豊かな発想でやっていけるように、事務局はお手伝いしていきたいと思っています。

にぎやかな議論と笑い声のある消団連で今年も頑張っまいます。

### 全国消費者団体連絡会 98年度：年間スケジュール

第4回全体会議	3月 5日(木)	第5回運営委員会	10月 8日(木)
第1回運営委員会	4月 9日(木)	第37回全国消費者大会	
第1回全体会議	5月14日(木)	分科会	11月12日(木)
第2回運営委員会	6月 4日(木)	全体会議	11月13日(金)
第3回運営委員会	7月 2日(木)	第3回全体会議	12月10日(木)
夏期セミナー	8月28日~29日	第6回運営委員会(99年)	1月13日(水)
第2回全体会議	8月29日(土)	第7回運営委員会(99年)	2月 4日(木)
第4回運営委員会	9月10日(木)	第4回全体会議	(99年)3月 4日(木)

## 消費者契約法ってな～に？(3)

今回は既にある訪問販売法、旅行業法、借地借家法等の業法にある民事ルールと、消費者契約法との関係について説明します。民事ルールはどちらが優先するのかといえ、現在ある業法が優先されます。例えば、現在クーリングオフは下記のようなもの等に認められています。それぞれの業法の中にクーリングオフの規定がされています。クーリングオフは数少ない民事ルールですから、そちらが優先されるのです。

### 【クーリングオフが認められているもの】 (1997.7 現在)

取引内容	期間	法律名
訪問販売・電話勧誘販売	8日間	訪問販売法
割賦販売・クレジット販売	8日間	割賦販売法
マルチ商法	20日間	訪問販売法(連鎖販売取引)
現物まがい商法	14日間	特定商品等の預託等取引契約に関する法律
海外先物取引	14日間	海外商品市場における先物取引引きの受託等に関する法律
宅地建物取引	8日間	宅地建物取引業法
ゴルフ会員権	8日間	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
投資顧問契約	10日間	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
保険契約	8日間	保険業法

業法の中には以上のようなクーリングオフの規定や、クレジット会社などに対抗する手段として「抗弁の接続」というような民事ルールがあります。抗弁の接続というのは、例えば、英会話教室の費用をクレジットで支払っている場合に、会社が倒産してしまって授業が受けられない、という時に残金を支払わなくてもよいという対抗手段のことをいいます。このような決まりがある場合には、消費者契約法のルールではなくこちらのルールが優先されるということです。ただし、消費者契約法と比べて、各業法の民事ルールが見劣りするようでは困りますから、今後それぞれの業法の見直しがされることになるでしょう。

消費者契約法は民法・商法の特別法として位置づけられています。つまり、民法があつて、その上に消費者契約法が各業法を貫く形で存在するということです。

そこで一部には、面倒な新しい法律を作らなくても、業法を見直せば充分ではないかという意見がありますが、現在でも、和牛商法のように業法の隙間を縫ったような取り引きや、パソコンを使ったマルチ商法などには対抗手段が無いのです。規制緩和や金融ビッグバンなどで、異業種間の相互参入や国際的な取引が新たに展開されようとしている社会の動きの中で、消費者・事業者が主体的に、対等に取引が出来るように、包括的、具体的な民事ルールとして消費者契約法が位置づけられています。



## まとめと課題

最後にまとめますと、消費者契約法はこれまでの業法から外れてしまう取引や、新たに参入する取引をカバーし、事業者・消費者双方に分かるような包括的・具体的な民事ルールとして立法化されるということです。その内容は大きく、1．契約締結過程のルール、2．契約内容のルール、に分けることができます。契約締結過程では、情報提供がうそであったり、脅かしたり、困惑させるような行為があったときには、契約を取り消すことが出来るということです。消費者が交渉時に予測できなかったような内容は契約の内容としない、ということです。2．契約内容では信義則に反して、消費者に不当に不利益な契約条項は全部又は一部が効力を生じないこと、評価は様々な事情を考慮して判断すること、不当条項はブラックリスト、グレイリストとして列挙する、契約条項は分かり易い言葉で表現し、合理的な判断が複数になるときは消費者に有利な解釈をすることとしています。

## これからの課題

これまで見てきたように、消費者契約法は現在ある業法をカバーし、新しい時代の民事ルールとして、積極的に立法化に向け推進する必要があります。同時に問題点も多々あり、消費者としてどのように考えるのか積極的に意見を表明する必要があります。現在考えられる問題点として、次に列挙してみました。

ブラックリストに該当することを誰がどのように証明するのか。

ブラックリストに該当していることを消費者が申し出るだけでよいのか、など具体的な方法が明確になることが必要です。

グレイリストの場合、誰が判断し、どのような手続きで消費者被害を救済するのか。

例えば、グレイリストに該当していて中途解約をしたい場合、事業者に申し出たら、その契約はそれ以後解約になるのか、溯って最初から解約になるのか、等。

この法律には罰則規定が無いので事業者にどのように徹底させるのか。

小額被害については裁判外の紛争処理機関をつくるのか。

消費者団体に団体訴権が与えられることが必要です。

最終判断が裁判の場で争われることになれば、一人一人の消費者に代って消費者団体が裁判を起こすことで、小額被害でも裁判をすることができます。等々。

国民生活審議会消費者政策部会の消費者契約適正化委員会においても、今後議論されることだと思いますが、消費者側からも適宜意見を提出してゆかなければ、消費者にとって利用し易い消費者契約法にはならないのです。そこで消団連では消費者の意見をまとめて提出出来るように「消費者のための消費者契約法を考える会」を発足させる予定です。詳細については後日お知らせ致しますが、積極的なご意見、ご参加をお待ちしています。

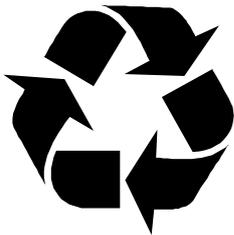
\* 学習会等のご相談は消団連事務局までお問い合わせ下さい。



## リサイクル社会を どうつくりあげていくのか

## 通産省と家電リサイクル法案について 意見交換をしました

消費者がリサイクルの費用を全面負担するのか、メーカーの責任を明確にする循環型社会へのきっかけづくりに転換できるのか。「家電リサイクル法案（特定家庭用機器再商品化法案）」は、家電だけに限らず、これからの社会のあり方に関わる法案として、考えなければならない面を持っています。4月3日、政府案を作成した通産省のリサイクル推進課長の大道さんと話し合いました。



案作成の主旨としてはメーカーが全責任をもつ、ということですが、参加者から、リサイクルの流れがわからないのに回収費用をとることだけがはっきりしている、今ある中古市場・自治体ルートとの関連がわかりにくい、企業の社会的責任が明確でない、などが出されました。国会での審議状況はまだ未定ですが、今後の成り行きに注目していく必要があります。

## いよいよ本番

## 今国会で「情報公開法」の制定をめざそう

オープンで生き生きとした社会をめざすために欠かせない「情報公開法」。国会に政府案が提出され、1日もはやい成立が望まれます。今回は情報公開法市民ネットのメンバーで、開示請求・住民訴訟などの運動を続けていらっしゃる上田 明さんから、成立へむけての思いを寄せていただきました。

今回の情報公開法の制定に関しては、行政・与党は「とにかく知られたくない」というスタンスです。一方、国民一般は情報という言葉がやさしいためか、誰でもわかっているつもりになっています。したがって、今は不備でも法をスタートさせ、利用することによって適用範囲を拡大させていった方が実際的ではないでしょうか。

これからビッグバンを迎える政治・経済の実態面からいえば、情報開示をしない会社の株は下がり、資金調達にも悪影響が出るでしょう。都市計画でも情報開示がなければ、遅れたり計画変更につながることも考えられます。こうした事例を通じ、少しずつ情報開示をした方が政・官・財とも得だということが分かれば、情報開示が進むでしょう。



## 「塩ビ環境委員会」に聞きました

(神奈川県消費者の会連絡会 今井澄江)

「塩ビと環境問題について」と題して、塩ビ業界でつくっている「塩ビ環境協会」の方3名から報告を聞きました。私は「ダイオキシで業界が神経質になっているのかな、どんな話をするのか聞いてみよう」との思いで参加しました。主な点は、塩ビをゼロにしてもダイオキシ問題は解決しない、塩ビは社会生活を支えている、塩ビは地球環境に貢献している、また現在、農業用フィルム(マルチ等)45%、電線30%が回収されている、塩ビ製品のうち60%が耐久年数10年以上の建材や土木・工場設備等に使われている、塩素はダイオキシ発生の主原因であるが、塩素は塵芥・紙・布・木などにも含まれている、ということでした。化学に弱い私は、もう一度はるか遠くへいつか知識を呼び戻されたような気がしました。

ではどうしたら…。私にできることは、やっぱり身のまわりから少しでも原因となるものをなくしていきたい、ラップは使わなくても生活できる(スーパー等にも塩ビのラップは使わない様に運動していこう)、ごみとなる包装は買わない、出すごみは少なくしよう。そして、リサイクルしやすい表示をするように運動していこう(現在、塩ビはリサイクル番号3ですが、自主基準なので殆どのものについていない。ペットボトルはリサイクル番号1で法規制されたためについている)、

その他環境ホルモンで心配される可塑剤については(製品を柔らかくするには可塑剤が必要で、何の可塑剤をいれるかで製品に違いが出るので)企業秘密ということでした。現在70種をこえる疑わしい可塑剤があるとか。今後、表示を求めていくうえで、工夫した表示をお願いすることが必要でしょう。



# 金融ビッグバンに対する消費者の声

## 「あなたの銀行は大丈夫？」

神奈川県消団連 忠内真須美

神奈川県と消費者団体が、実行委員会方式で、毎年県下3カ所で開催する消費生活問題研究発表大会。横浜会場の今年度タイトルは「あなたの銀行は大丈夫？」です。被害を未然防止するためにをテーマに内容を検討した結果、これまでの消費者運動に欠けていた金融問題に目を向けなければ！ということになりました。

まず、ディスクロージャー誌を各自、請求に行き、その際の銀行等の対応を採点すると

ともに、参加団体会員の「銀行について」の意識調査を行いました。217カ所の銀行、信用金庫等を訪問し、210冊のディスクロージャー誌が集まりました。待ち時間は平均5分で前年に比べ良くなったものの、依然として窓口の行員が知らなかったり、胡散臭そうに見られたり、名前を聞かれたところもありました。

内容は、相変わらず半分以上も頭取の大きな写真などPRに費やすなど、肝心な不良債権の内容などわかり難いです。会計学の國學院大學服部教授に分析法を教えてくださいました。もっとも関心のある不良債権の開示は、一応分かるようになっていますが、拓銀や兵庫銀行のように倒産すると、公表の債権額の何十倍にもなってしまいうのでは把握はできません。

金融ビッグバンで、消費者の自己責任を求められても、適正な情報開示がされなくては選択できません。有価証券報告書にウソがあれば告発する必要があります。皆で監視しましょう。

## 「一般消費者のビッグバン認識」

NACS 花井淳子

ビッグバンは、毎日のように新聞、テレビ等マスコミに取り上げられていますが、一般消費者はどこまで正しく認識しているのでしょうか。

ビッグバンはようやく動き始めたばかりです。消費者センターに苦情、相談として入ってくるのは、問題が生じ、消費者が火中の人になり、自分に問題がおきていると気づいてからです。実際は、問題がおきても、すぐ気づく人は少ないのです。マスコミで被害を取り上げ、よく考えてみたらどうも自分が被害者だと気づくのです。

ある日、生命保険に関する相談が何件も入りました。当朝、テレビで放映したのです。テレビを見て、我が家の保険について見直しが必要かと証書を見たがわからないので、センターに電話してきたのです。

今まで、生命保険は外務員のいうままに契約する。説明もおいしいところだけではわからない。約款も後から渡されるので読まない。もし、先に渡されたとしても、ほとんどの人は読まないであろうけれども。これが一般消費者の実状です。

- ・テレビでビッグバンというがどういう意味か
- ・テレビで生命保険の特集をしていたが、ビッグバンとどう関係があるのか
- ・生命保険会社の格付けが知りたい
- ・生命保険会社の経営内容を知るためには何をどのように見たらよいのか。その情報はどうしたら入手できるのか。

こうした消費者センターへの電話には苦情が内在していますが、何をどうしてよいかわからず困っている消費者像が浮かんできます。

消費者の自己責任が求められています。もちろん必要なことです。しかし、消費者だけに求めるのではなく、その前に事業者や行政に求めたい。事業者や行政から消費者に正確で十分な情報が提供され、消費者が理解し行動できるようになった後に、消費者に自己責任を求めてほしいと考えます。

## 「金融ビッグバンに対する若干のコメント」

日本母親大会連絡会 立石京子

金融機関の救済と称して、30兆円もの税金が投入され、国民の怒りはいまだ冷めやらずの状況ですが、救済の理由ともなった銀行が抱える不良債権を、いま外国の金融資本が買いあさっています。将来、利用価値が高いというわけです。公的資金を投入しても、何ら不況の打開にならなかったばかりか、片方で大儲け。こんなだましの手口が許されるのでしょうか。

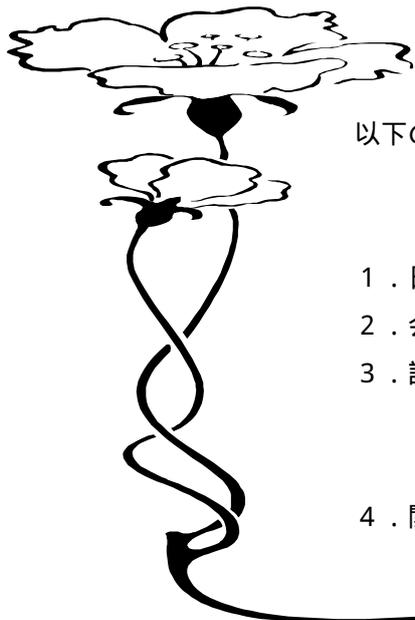
本格的に「金融ビッグバン」がすすめば、総額1200兆円といわれる国民の預貯金が、外国の金融機関と日本の銀行によって、ギャンブル性の強い投資信託や株取引にまわされることとなります。そのうえ、証券会社や保険会社が破綻すれば、その処理にも、ふたたび「消費者保護」の名で、国民の税金が投入されかねません。こんなバカ話はありません。

いま、社会保障の相次ぐ改悪で、国民は将来の不安にそなえて、わずかな減税も貯蓄しています。この国民の預貯金に、大企業・大銀行が目をつけ、安全な郵便貯金は民営化して国民のお金が流れないようにする。少額の預貯金は預け料(口座維持手数料など)の名でマイナス金利にする。こうして、大銀行だけが収奪と支配を強め肥え太っていく。この構図のなかに、解体されたはずの戦前の財閥がふたたび復活してくる危険を感じるのは私だけでしょうか。

本来、経済の潤滑油として、公共性の強いはずの金融機関が、その役割にふさわしく機能するために、税金の使い道をふくめて、母親たちと対話を広げなければと思っています。



### 全国消費者団体連絡会 98年度第1回全体会議のご案内



以下のように、98年度の第1回全体会議を開催します。

会員の皆様のご出席をお願いいたします。

(案内状は別途送付します)

1. 日時 5月14日(木) 13:30~16:15
2. 会場 生協会館 7階第1会議室
3. 議題 98年度の運営委員の選出  
97年度決算と98年度予算の確認  
その他
4. 関係省庁の98年度消費者行政関係予算を聞く会

# 新基本法要望書提出

「食料・農業・農村基本問題調査会中間取りまとめ」に向けて消団連では、「新基本法検討会」を開き、学習・意見交換を重ね、要望書(案)作成しました。4月9日の第1回運営委員会では、自給率の問題、国内生産などの活発な論議を経て、上記の要望書を全国消団連の名称で提出することが承認されました。4月22日、農水省に提出致しました。

1998年4月22日

食料・農業・農村基本問題調査会  
会長 木村 尚三郎 殿

全国消費者団体連絡会

## 要望書

- 食料・農業・農村基本問題調査会「中間取りまとめ」をうけて -

私たちは、食料・農業・農村という大変広範で困難なテーマにもかかわらず「中間取りまとめ」を出された貴調査会のご努力に敬意を表します。

新しい基本法にむけては、昨年(1997)の11月に『全国消費者団体連絡会「新基本法」検討会』の名称で要望書を提出致しました。この度、「中間取りまとめ」を受けて、両論併記の項目への見解も含め、「全国消費者団体連絡会」として要望書を提出致します。貴調査会の論議・答申への反映を要望します。

## 記

- 1、農業生産という範囲にとどまらず、食料と農村の視点、さらに私たちにとって何よりも大切な消費者の視点を盛り込んだことを率直に評価致します。今後の論議で一層深められることを期待します。
- 2、食料の安定供給の側面の強調に比べ、安全性や健康、おいしさの確保などの品質面や価格、消費者のライフステージ・ライフスタイルを支える食料のあり方の面での位置づけが弱いと考えます。食料の安定供給はもちろん大切ですが、どのような食料が供給されるのかということが前提問題です。食料の安全性確保のための行政の制度・体制の整備・強化や消費者の権利としての政策決定過程への参加の保障が必要です。

- 3、国内農業の力強い発展のためには食料自給力の維持・向上への具体的な施策が必要です。また、狭い農地に膨大な人口、望ましい栄養水準の確保、という日本の食料需給の条件を考えたとき、海外からの一定の食料輸入も必要な現状があり、外国との友好関係や途上国の農業発展への支援も大切です。
- 4、株式会社の農地取得については、それ以前の問題として、優良な農地の転用を厳しく規制すること、農地総量の確保の視点から改めて土地利用計画を見直すこと、公共財としての土地の位置づけへの国民的合意形成を行うことが必要です。株式会社の可否にのみ論議を終始させず、こうした視点から論議を深め、政策化することこそが必要です。
- 5、農業と環境、食料と環境との問題については深刻な認識が必要です。環境保全は全人類の行動課題であり、優先させるべきです。農業の環境負荷の削減と、都市と農村、消費と生産をつなぐ持続可能な循環型システムの確立は、21世紀社会の重要な課題です。
- 6、直接所得補償については、条件不利地域での森林資源や国土保全、自然景観や文化遺産の維持など、目的・役割を明確にして導入が検討されるべきです。その際、受ける人が誇りを持つことができ、透明なルールの下で運用できる国民的合意形成が必要です。
- 7、食料供給の担い手として食品産業が位置づけられたことは評価できますが、食品産業には、安全性の確保や良質な食の提供、また、選択性の保障の前提となる表示等の情報提供、公正な価格の形成、といった消費者への責任、生産と消費のパイプ役や環境保全への社会的責任があります。食品産業の位置づけとあり方について、こうした視点から深めることが必要です。
- 8、食のあり方は健康やくらしづくりにとても大切です。国民の健康と食生活に関わる基礎知識の向上をはかるための情報提供や食教育を強めるなどの施策が必要です。
- 9、画一的な農政や農業予算のあり方は抜本的に転換されなければなりません。地方や生産者の自主性や創意性が尊重され、意欲を持った新しい農業参加者が積極的に地域に受け入れられる制度が必要です。また、人材の育成や技術開発なども重視されるべきです。消費者と生産者との自主的交流・提携を支援する政策体系も必要です。農政の決定過程への消費者の参加も位置づけられねばなりません。  
農業予算のあり方について、効果性や透明性・公開性の確保、消費者・納税者への説明責任の確保、などの視点から見直すことを答申に盛り込むことが必要です。

以上

## 「ラベルの色変化で鮮度表示」

イギリスの全国チェーンのセインズベリーでは、時間により、また温度により、食品のパッケージに添付した特殊ラベルが色変化をおこし、鮮度の表示となる新しい方法を導入した。購買時そして保存にも便利であるので、消費者に好評を得ているという。これは時間温度表示（TTI）と呼ばれるもので、現在、精肉、調理肉、調理済食品のラインに試験的に導入され、今後の拡大が検討されている。

（EUの消費者政策，健康保護情報誌 INFO C 2月号）

## 「全ての小売商品に価格表示を目指すEUの動き」

EU議会および理事会では、昨年12月、その調整委員会で全ての小売商品に、価格とユニットプライス（キロまたはリットルあたり）を表示させる指令（ディレクティブ）を近く採択する方針を明らかにした。その案によれば、採択されてから2年の移行期間中に、経済的負担が軽い零細商店には特例が認められるようである。そして、3年後に全体の状況判断を行い、存続の是非について再検討するとしている。（同上）

## 「フランスでノーカーデーの実験」

フランスの地方都市のルシェル市では、昨年、13時間にわたり、ノーカーデーの実験を行った。通常、3万台の走る町の騒音は、75%も減少し、大気汚染は日曜日のレベルまで低減した。市は6台の電気自動車タクシー、100台の電気スクーター、そして400台の自転車を用意し、バスは全て無料の措置をとった。市長によると、これを継続することは非現実的であるが、実験の結果は明瞭であるので、1998年には、大型車の規制と電気自動車タクシーの導入を図りたいとしている。

（CI機関紙コンシューマー3月号，仏，リベラシオン紙より）

## 「アジア金融危機で南太平洋にも深刻な影響」

ニュージーランドでは、アジア向けの輸出企業と旅行業に深刻な影響が出ている。たとえば、マクドナルドのアジア向けチーズの工場が最近閉鎖された。また、韓国からの旅行者はゼロとなった。これは南太平洋のフィジーやクックアイランドその他の国々で、職員の整理が進められている。（同機関紙，南太平洋消費者レポートより）

（訳：大谷正夫氏）

## 山口県消費者団体連絡協議会

森本 節子

3月に山口県より「地球温暖化防止率先行動支援事業」の委託を受けました。趣旨としては、「地球温暖化防止山口県県民運動」を県民総ぐるみ運動として展開し、定着させるため、日常生活における率先的、かつ独創的で波及効果の高い地球温暖化防止の取り組みが全県的、組織的に行う民間団体に対して支援するというもので、事業費は100万円です。

県では、このたび、環境基本計画「やまぐち環境創造プラン」を策定し、4つの長期目標を設定。さらに、県では12の重点プロジェクトを組み、その中の1つとして、2010年度には、二酸化炭素の排出量を1990年の1215万トンから10%カットすることを決めています。

どのような事業にするのか、幹事会などで話し合っていますが、いままでの活動経験からは、どうしてもゴミ減量、リサイクル、環境家計簿等から抜けられず「率先的かつ独創的で波及効果の高い」アイデアが浮かばず、非常に苦しんでいます。是非、是非、いい案がありましたらお教え下さい。

山口県は「のぞみ」も止まらないところです。その反面、道路整備が一番ともいわれています。公共の交通機関が不便なためどうしても車にたよらざるをえない状況です。そこで、駐車場を基点に歩く、自転車、公共の交通機関を利用する等、車の使用を少なくする方法での活動をなにか考えたいと思います。

4月20日の総会では、1998年度の活動計画なども、具体的に決めていきたいと思っています。消団連の課題としては、県行政への要請など団体で取り組むもの、ネットワーク組織での学習会、研修会、加盟団体と取り組む課題などに整理する必要を感じています。

## 消費科学連合会

1964年、「もう少し一般の主婦に密着した消費者運動をしたい」、「女性の中に科学的な知識を普及させたい」と考え、こんな名称で発足しました。

地域の女性グループが参加している連合会で、個人会員、通信会員としての参加もあります。

消費者教育、消費者運動を目的とし、衣料部会、食料部会、住宅・日用品部会、物価家計部会、高齢者部会などの活動を通じて、調査研究発表、意見の表明などを行っています。

国、東京都などへ審議会委員も派遣し、毎月1回、機関紙「消費の道しるべ」を発行。

年3シリーズ(1シリーズ8回)の「消費者大学」を開催し、消費者教育も実施しています。

### 97年度の主な活動

消費税率で改定値動き調査結果発表、清酒意識調査結果発表、有料老人ホームの表示、契約などの改善を公取委、行革委に要望、米の値動きの表示、広告実態調査結果発表、欠陥商品、住宅110番活動、酒販店の出店について安易な規制緩和に反対の要望、

有料老人ホームへの公取委の警告を聞く会の開催、千葉県内ナーシングホームへの県の調査についての不十分な情報開示は問題と提起、ダイオキシンについての消費者意識調査結果発表、カメラの二重価格表示について、オープン価格表示を求める要望を提出、消費税率アップ半年後の値動き調査結果発表、金融自由化と銀行についての店頭調査、東京都消費者月間行事

に参加、行革委規制緩和小委員会に事実無根の発言に抗議、私鉄運賃改定に意見表明、

全国消費者大会に参加、「これからの社会保障」シンポジウム開催。

# インフォメーション・コーナー

## 「本の紹介」

「有機農業および食品加工の基礎基準 および コーヒー，ココア，茶に対するガイドライン，投入物の評価に対するガイドライン」

国際有機農業運動連盟，1996年8月

発行：日本有機農業研究会・03(3818)3078 頒価1000円

「有機農業の基準問題への取り組み IFOAM基礎基準を参考にした討議資料ほか」

日本有機農業研究会，1998年2月

発行：日本有機農業研究会・03(3818)3078 頒価1500円

食品の安全性，環境，健康問題を背景に，有機農業や有機農産物がかつてない関心をよんでいます。有機基準論議の基礎資料として，この2冊の本を活用しましょう。

## 「家栄研セミナー」のお知らせ

時 1998年6月7日(日)

10時30分～16時

所 国民生活センター会議室

講座1

「命の存続をおびやかす環境ホルモン」

講師 井口泰泉・横浜市立大学教授

講座2

「寄生虫から感染症を考える」

講師

藤田紘一郎・東京医科歯科大学教授

## 「コピーサービス」のお知らせ

コピー代は1ページ10円，送料は実費です。資料をお送りするさい，請求書と郵便振替用紙を同封します

1. 「エンドクリーン問題について」  
72ページ

2. 「情報公開法検討資料 改訂版」  
99ページ

3. 「特定家庭用機器再商品化法案  
関係資料」98ページ

4. 「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会資料編」

162ページ

## (編集後記)

「財政構造改革法」の見直し議論がかまびすしい。しかし、今だにその討議の中から、新しい日本の姿が見えてこない。全国消団連では「消費者関連法検討委員会」の発足を確めた。消費者の視点から、消費生活の新しいルールを検討する中で、変化する消費生活に対応できる消費者の「姿」をつくって行きたいものである。消費者団体にはさまざまな意見の違いがある。CIの前会長エレナ・ウィトラー氏は「多様性を力にしよう」と、各団体の意見の違いが力となるような運動をめざそうと述べている。「消費者関連法検討委員会」では、意見の違いが力となるような生き生きとした「健やかな」討議ができればと思う。均衡理論を確立した経済学者のレオン・ワルラスは、「静かに行く人は健やかである、健やかである人は遠くまで行く」との言葉を残している。日本の消費者運動がどこまで遠くに行けるのか、今の時代は楽しみな課題が多くある。(〇)